

会員世帯の皆さん

●12月に実施予定であった「餅つき大会」中止に伴い、会員世帯の皆さんに市販の切り餅をお配りする取組を行いました。まだ引換が終わっていない会員世帯の方もいます。

●賞味期限があるものですので、お餅との引換は4月末日までとさせていただきます。まだ引換を行っていない会員世帯の皆さんは期日までに引換をお願いします。

●引換は自治会事務所(2号棟1階ジャパニート側)月から金9時から16時(昼1時間お休み)土曜日9時から12時忘れず引換ください

王子五丁目団地

自治会会報

第379号/2023年3月25日

公団王子五丁目団地自治会

東京都北区王子5丁目2番
2号棟110室
(月-金)9~16時(土)9~12時
電話・fax 03-3913-6723
Eメール: ougo@m3.dion.ne.jp
http://ougo.iinaa.net/

プラスチックごみの回収

4月1日から実施

専用の袋(黄色の収集ネット袋)各号棟1階のゴミ集積所に設置

海洋プラスチックゴミ問題では、「2050年には魚より海洋ゴミのほうが多くなる」と放送されているように、プラスチックごみによる環境破壊は世界的に大きな問題となっています。

北区では昨年10月から滝野川地域でプラスチックごみの回収を始め、今年4月からは王子・赤羽地域でも分別回収を実施します。

スーパーの袋等に入れ回収袋に

食料品などをはじめ、包装資材などのほとんどがプラスチック素材でできています。包装材料に「プラ」(左図参照)のマークがあるものはすべて回収対象となります。ペットボトルなどはペットボトルとプラスチックと

汚れを落として回収袋へ

カップラーメン容器やお刺身や総菜が入っている「トレイ」、マヨネーズが入っている「チューブ」などは、水洗いなどおこない汚れを落としてから、回収袋に入れてください。



発砲スチロールや果物や玉ねぎなどのネット製品なども回収しますが、大きな発砲スチロールは小さくして回収袋に入れてください。製品そのものがプラ

トルとプラスチックとに分別します。

一部に金属などが使われているものは無理に金属部分を切り離すことなく、今までと同様に不燃ごみとして出してください。汚れがあるものなど等も今まで通り燃えるごみとして出してください。

ゴミ回収についての冊子が3月20日以前後に集合ポストに配布されました。プラスチックゴミだけでなく、その他のゴミについての扱いも記載があります。保管して参照ください。

URコミュニティ(株)北住まいセンターへの要望

修繕・団地環境・災害対策・駅前駐輪問題など

自治会は毎年団地を管理しているURコミュニティ北住まいセンターへ要望書を提出し、センター長はじめ修繕担当者などと懇談会を実施していますが、ここ数年新型コロナウイルス感染症で、自治会要望に対して文書で回答をいただくようになっていきました。自治会は今年度も二十数項目の要望を提出しました。

●修繕について

・洗面・浴室共用立管(担)の実施状況を教えてください。1号棟を中心に実施されていますが、10号棟を除くすべての号棟が対象と聞いています。全体の修繕計画を教えてください。

●修繕について

・住戸内修繕(U.R.負担)の実施状況を教えてください。1号棟を中心に実施されていますが、10号棟を除くすべての号棟が対象と聞いています。全体の修繕計画を教えてください。

・畳・ふすま・クロス

●大規模水害

・大規模水害時の北区との一時避難協定についてその後北区と懇談したことはありますか。

●空き家修繕後の住戸で設置済みの照明器具、エアコン、ガスコンロ、ガスレンジ、給湯器は状態をみて取替を実施するかどうか判断するのどと思えますが、その基準を教えてください。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●現在74件の申し込みがありました。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●空き家修繕後の住戸で設置済みの照明器具、エアコン、ガスコンロ、ガスレンジ、給湯器は状態をみて取替を実施するのどと思えますが、その基準を教えてください。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●現在74件の申し込みがありました。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●空き家修繕後の住戸で設置済みの照明器具、エアコン、ガスコンロ、ガスレンジ、給湯器は状態をみて取替を実施するのどと思えますが、その基準を教えてください。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●現在74件の申し込みがありました。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●空き家修繕後の住戸で設置済みの照明器具、エアコン、ガスコンロ、ガスレンジ、給湯器は状態をみて取替を実施するのどと思えますが、その基準を教えてください。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●現在74件の申し込みがありました。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●空き家修繕後の住戸で設置済みの照明器具、エアコン、ガスコンロ、ガスレンジ、給湯器は状態をみて取替を実施するのどと思えますが、その基準を教えてください。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●現在74件の申し込みがありました。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●空き家修繕後の住戸で設置済みの照明器具、エアコン、ガスコンロ、ガスレンジ、給湯器は状態をみて取替を実施するのどと思えますが、その基準を教えてください。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

●現在74件の申し込みがありました。

●団地環境など

●駅前自転車問題

●災害等への対応

体制をとりますか。

●大規模水害

●災害等への対応

●現在6か所設置してあるマンホールトイレを増設してください。

●大規模水害

●災害等への対応

●URに伝えます。

●大規模水害

●災害等への対応

●協賛等はありません。

●大規模水害

●災害等への対応

●一時避難協定の説明によれば、機構は「場所だけを提供する」となっていますが、「災害対応支援室」を設置した今、その考え方に変更はありませんか。

●大規模水害

●災害等への対応

●変更はありません。

●大規模水害

●災害等への対応

●災害用備品として、大規模水害時にゴムボート・ライフジャケットを追加してしてください。

●大規模水害

●災害等への対応

●要望についてはURに伝えます。

●大規模水害

●災害等への対応

●URコミュニティは団地管理を実施している都市機構の関連会社です。北住まいセンターは北区等の団地の管理をおこなっています。

●大規模水害

●災害等への対応

●URコミュニティは団地管理を実施している都市機構の関連会社です。北住まいセンターは北区等の団地の管理をおこなっています。

●大規模水害

●災害等への対応

●URコミュニティは団地管理を実施している都市機構の関連会社です。北住まいセンターは北区等の団地の管理をおこなっています。

●大規模水害

●災害等への対応

●URコミュニティは団地管理を実施している都市機構の関連会社です。北住まいセンターは北区等の団地の管理をおこなっています。

●大規模水害

●災害等への対応

●URコミュニティは団地管理を実施している都市機構の関連会社です。北住まいセンターは北区等の団地の管理をおこなっています。

●大規模水害

●災害等への対応

●URコミュニティは団地管理を実施している都市機構の関連会社です。北住まいセンターは北区等の団地の管理をおこなっています。

●大規模水害

●災害等への対応

●URコミュニティは団地管理を実施している都市機構の関連会社です。北住まいセンターは北区等の団地の管理をおこなっています。

●大規模水害

●災害等への対応

●URコミュニティは団地管理を実施している都市機構の関連会社です。北住まいセンターは北区等の団地の管理をおこなっています。

●大規模水害

●災害等への対応

●URコミュニティは団地管理を実施している都市機構の関連会社です。北住まいセンターは北区等の団地の管理をおこなっています。

●大規模水害

●災害等への対応

自治会活動での成果

全国自治協と共に活動し勝ち取ったもの

消費税問題に関する全国自治協の取組

1998年12月30日	消費税法が成立・公布(…導入論議20年後)
1989年1月5日	建設省が消費税転嫁による公団家賃値上げを発表
1989年3月23日	公団家賃へ課税反対・消費税廃止を求める3.23全国居住者総決起集会開催。52万名分の国会請願署名を提出。
1989年4月1日	消費税法施行 税率3%実施 家賃に課税
1989年9月26日	全国自治協代表が消団連を代表して政府税制調査会のヒアリングに出席し、家賃への消費税転嫁の不当性を主張
1991年5月15日	消費税法の一部改正公布
1991年9月1日	改正法施行 家賃は非課税に。敷金への課税分を全額返済

【住宅政策と家賃問題に関して】

1) 家賃改定ルール見直しに関する一定の成果

2016年1月「見解」より

- ①特別措置対象の収入分位を現行通り(158,000円)とさせた。「収入分位10%以下(104,000円)」とする案は取り下げ。
- ②子育て世帯への特別措置適用を拡充した。新たに「同居する18歳未満の者を扶養している世帯(妊娠している者を含む世帯)」を追加。
- ③家賃改定による「増収額の修繕費等充当」の項目廃止は取り止め、「賃貸住宅事業に優先的に充当」と改めた。
- ④経過措置を実施=2014年3月31日以前から入居している世帯に対し、次回の改定を2017年4月1日以降にする、近傍同種家賃との乖離が解消するまでの間は3年毎の改定特別措置、激変緩和措置を継続する等の経過措置をとった。

2) コロナ禍に対応する家賃減免の緊急要請(2020年4月9日)で値上げ免除等

- ・コロナ禍で家賃値上げを2021年6月まで免除。
- ・分割支払いと遅延利息の免除措置を実施、延長。

3) 特別措置の収入要件緩和 2021年4月～

- (家賃改定特別措置、団地再生特別措置)
- ・公営住宅の本来階層の入居基準(収入分位25%・15.8万円)から本来階層・裁量階層の上限(収入分位50%・25.9万円)へ変更。特別措置の承継についての見直しもおこなわれ、配偶者だけでなく、子育て・心身障害・生活保護の場合も承継可へ。

4) 高齢者世帯向け地域優良賃貸住宅「健康寿命サポート住宅」の供給

- ・2016年度予算から年450戸を予定して供給をスタート。地域医療福祉拠点化団地以外へも供給を要求。2021年度末までの累計130団地2,339戸供給。2022年度700戸供給を予定。

5) 高優賃の家賃減額継続実現

- ・2019(H31)年度予算から居住中の家賃減額の継続が決定(2020年2月から順次)減額期間20年間⇒終身に。機構の高優賃住宅 2020年度末21,745戸
- ・20年の期間が過ぎ空き家となった住宅は「健康寿命サポート住宅」に移行

6) 高齢者等の階下移転制度の改善(特別措置の引き継ぎ可能)を実現

- ・階下、又はエレベーター停止階への移転で、家賃減額特別措置の引き継ぎが可能に。
- ・希望によって同程度の仕様で同程度家賃の住宅へ。制度の周知徹底を要望。

- ・「団地再生事業における特別措置」も引き続けるよう要求

7) 地域医療福祉拠点化と生活支援アドバイザーの配置

- ・地域医療福祉拠点化 277団地(2022.3月末時点)
- ・生活支援アドバイザーの配置 2022年3月末までに220団地153名を配置
- ・高齢化するすべての団地に生活支援アドバイザーの配置を要請

自治会事務所
2号棟南側1階
月曜日から金曜日
(9時から16時 昼休みあり)
土曜日(9時から12時)
日曜・祝日はお休みです
電話・FAX 03-3913-6723

自治会では会員世帯の皆さんが有意義に団地生活を送ることができるよう、団地内サークルが活性化するように、サークルに対して補助金(年間1万円)をお支払いすることにいたしました。構成員の過半数以上が会員世帯であること、最低年1回総会を開催し、会計報告を確認していることなどが補助金支払いの条件とされています。詳しい条件等は自治会事務所に問い合わせください。

消費税の家賃課税に反対し、撤廃を回させる

私たちは公団住宅の「廃止・民営化」に反対し、公団住宅を公共住宅として守り抜いてきました。このことが運動の一番の大きな成果であると考えています。その他にも長年にわたって安心して住み続けられる公団住宅を求めて活動し、家賃制度から修繕、防災、コミュニティ形成にいたるまでたくさんの成果をあげてきました。

全国自治協60年

運動の具体的な成果

4月23日 自治会総会開催

自治会役員募集中

団地自治会は第47回代議員総会を4月23日開催します。役員は2年ごとに改選していますが、今年の総会は改選の総会となります。役員定数は35人ですが、今年の役員は16名と過去最低の人数になっています。役員は月1回の役員会への出席・専門部への参加がありますが、都合がつかない場合は欠席も可能です。団地自治会の役員になって一緒に住みやすい団地を作りましょう。

高齢者等の相談窓口

高齢者安心センター出張窓口
毎週月曜日 団地自治会
(午前9時30分から午後4時)
・介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるために設けられました。積極的にご利用ください。

震災や水害への用意はできていますか

- 水・食料(水害の場合最長2週間水が引かないとされています)
 - 電池など照明器具(電池式のラジオやランタン・懐中電灯・スマホなどの充電器)
 - トイレ・・・災害時の簡易トイレ(自治会で販売しています)
- *その他通常の生活はできません。そのための準備。お風呂には水をためるなどの工夫のほか、排水ができないので排水を一時ためるものも必要です。

☆円滑な団地生活のためにも、未入会世帯はぜひともご入会ください。下の入会申込書に記入のうえ、自治会事務所にご持参いただくか、事務所のポストへ投函してください。ファックス、e-mailでもどうぞ。

公団王子五丁目団地 自治会入会申込書

公団王子五丁目団地自治会に入会を申し込みます。

号棟 _____ 号室 _____ (TEL) _____

ふりがな
世帯主お名前 _____

年 月 日 公団王子五丁目団地自治会御中

[事務所] 王子五丁目団地(2号棟)110号室
[Tel&Fax] 3913-6723 [mail] ougo@m3.dion.ne.jp

◇入会金 200円
◇会費は月500円です

会費をいただく方法
どこかに○をお願いします

- ◇金融機関自動振替
 - ・城北信用金庫東十条支店
 - ・第一勧業信用組合東十条支店
 - ・ゆうちょ銀行
- ◇ゆうちょ銀行払込
- ◇集金
- ◇事務所へ直接持参